第五十六条の十二の見出し中「第七百一条の十二第七項」を「第七百一条の十二第八項」に改め、同条中「第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百一条の十二第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の十二第七項」を「第七百一条の十二第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十六条の七十六から第五十六条の七十九までを次のように改める。

第五十六条の七十六から第五十六条の七十八まで　削除

（法第七百一条の六十一第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十六条の七十九　法第七百一条の六十一第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第五十六条の八十の見出し中「第七百一条の六十一第七項」を「第七百一条の六十一第八項」に改め、同条中「第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七百一条の六十一第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の六十一第七項」を「第七百一条の六十一第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二号ロ中「市町村長」を「指定都市等の長」に改める。

第五十六条の八十八の二第二項中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「五十二万円」を「五十三万五千円」に、「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

第五十六条の八十九の十一の次に次の一条を加える。

（法第七百二十一条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十六条の八十九の十二　法第七百二十一条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第五十六条の九十の見出し中「第七百二十一条第七項」を「第七百二十一条第八項」に改め、同条中「第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百二十一条第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百二十一条第七項」を「第七百二十一条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

（法第七百三十三条の十八第五項の政令で定めるところにより計算した金額）

第五十六条の九十二の三　法第七百三十三条の十八第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第三項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第五十六条の九十三の見出し中「第七百三十三条の十八第八項」を「第七百三十三条の十八第九項」に改め、同条中「第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百三十三条の十八第九項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百三十三条の十八第八項」を「第七百三十三条の十八第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第五十七条の五第一項中「第二十二条の四第一項」を「第十五条の二第九項第二号」に改める。

第六十一条中「第十二条の二の十二第一項」を「第十二条の二の十二」に、「第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項」を「第十五条の十二から第二十九条の十八まで」に、「第三十二条の三、第三十二条の四及び」に改める。

附則第三条の二の二第一項ただし書中「又は第五項（これらの規定を」を「（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第五項（に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に、「又は第五項に」を「若しくは第五項に」に改める。

附則第四条第三項中「第二十六条の七第五項第二号」を「第二十六条の七第六項第二号」に改め、同条第六項中「三年間」の下に「（法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同条中第二十項を第二十二項とし、第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、同条第十四項中「三年間」の下に「（法第三百十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四条中第十三項を第十四項とし、第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する第七条の九第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四条の二第二項中「第六項及び第十四項」を「第七項及び第十六項」に改め、同条第五項中「三年間」の下に「（法第三十三条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同条中第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「三年間」の下に「（法第三百十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間）」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　前項の規定の適用がある場合において、その者の有する法附則第四条の二第一項第二号に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する第四十八条の三第二項に規定する特例対象純損失金額若しくは同条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして、前項の規定による控除を行う。

附則第四条の二第一項第二号に規定する政令で定める収入金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める収入金額とする。

一　法附則第九条第八項第一号に掲げる場合　電気供給業を行う法人が電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額